

## 2026年度(令和8年度) 教育・保育施設の「利用定員」について

## 1 利用定員について

「利用定員」とは、子ども・子育て支援新制度における、施設・事業者が給付の対象となることの「確認」を受ける際に設定が必要な定員のことです。施設ごとの過去の利用実績や今後の利用見込みを踏まえたうえで、「認可定員」の範囲内で定めるものです。「利用定員」は、施設の設置者等からの申請に基づき明石市が定めますが、設定に際しては、子ども・子育て支援法第31条第2項により、関係者の意見聴取を行うこととされています。

なお、「認可定員」とは、施設の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員を指します。

## 2 明石市内の教育・保育施設等の利用定員（予定）

年月日	総数	1号	2号	3号
令和7年4月1日	13,955	3,512	6,203	4,240
令和8年4月1日	14,050	3,533	6,203	4,314
増減数	95	21	0	74

令和8年4月1日においては、令和7年度中の待機児童対策に伴う小規模保育事業所の整備により、3号の利用定員が74名増加しています。また認定子ども園移行により1号の利用定員が21名増加しています。

認定区分	対象となる児童	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童	幼稚園、認定子ども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童	保育所、認定子ども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する児童	保育所、認定子ども園 小規模保育事業所

※支給認定には3つの区分があり、その区分に応じて、利用できる施設など(幼稚園、保育所、認定子ども園等)が決まります。

(「保育の必要な事由」とは、就労、妊娠・出産、疾病・障がい、介護・看護等です。)

### 3 令和8年4月1日の教育・保育施設等の利用定員変更施設（予定）

#### (1) 新規開園予定の施設

施設名		総数	1号	2号	3号
小規模 保育事業所	あけぼのの森保育園	19	0	0	19
	フルーツバスケット のびっこ保育園	19	0	0	19
	なみしずか保育園	19	0	0	19
	ハートフル・ママあかし園	17	0	0	17
計		74	0	0	74

#### (2) 認定こども園移行施設

施設名		総数	1号	2号	3号
保育所型認定 こども園移行	長寿院保育園	3	3	0	0
	ゆめのもり保育園	9	9	0	0
	ハンプティダンプティ こども園	9	9	0	0
計		21	21	0	0